古河市地域包括支援センター総和介護予防支援事業所運営規定

（趣旨）

第１条　この規定は、古河市地域包括支援センター総和介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）について、その適正な運営を図るため、事業の内容、人員、管理運営その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第 2 条　この事業は、事業所の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　事業所は、被保険者が要支援状態になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、事業を行うものとする。

２　事業所は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、事業を行うものとする。

３　事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の指定居宅介護支援事業者に不当に偏ることのないように努めるものとする。

４　事業所は、事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在は、次のとおりとする。

（１）　名称　　古河市地域包括支援センター総和介護予防支援事業所

（２）　所在地　古河市上大野 1889 番地 1　特別養護老人ホーム　希望の森内

（職員の職種及び員数）

第５条　事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

（１）　管理者　１人

（２）　担当職員　次に掲げる者のうち１人以上

ア　保健師その他これに準ずる者

イ　社会福祉士その他これに準ずる者

ウ　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者

エ　その他市長が適当と認める者

２　管理者は、事業所の管理を統括し、常勤で専らその職務に従事するものとする。
ただし、事業所の管理に支障がない場合は、担当職員が兼ねることができる。

（営業日及び利用時間）

第６条　事業所の開所時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　事業所の営業日及び休日は、次のとおりとする。

（１）　月曜日～土曜日

（２）　日曜日・祝祭日及び１２月３０日から翌年の１月３日までは休日とする。

（事業内容及び提供方法）

第７条　事業の提供は、古河市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年古河市条例第 19 号）第 31 条から第 33 条までの規定に従い、実施するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、古河市内総和地区（日常生活圏域第３地区（総和中学校区、総和北中学校区、総和南中学校区）とする。

（事故発生時の対応）

第９条　担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（利用料、その他の費用の額）

第１０条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

２　提供した指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合における利用者負担の額は無料とする。

（守秘義務）

第１１条　事業所の職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（研修等）

第１２条　事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、業務に関する体制を整備するものとする。

（虐待防止）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待に関する相談窓口の設置、その他虐待防止のために必要な措置を講じるものとする。

（業務の委託）

第１４条　事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務ができるよう委託する業務の範囲や業務量に配慮するものとする。

（ハラスメントの防止）
第１５条　事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
（業務継続計画の策定等）
第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
（衛生管理等）
第１７条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）　事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（その他）
第１８条　この規定に定めるもののほか事業所に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則
この規定は、令和６年４月１日から施行する。

古河市指定介護予防支援事業所運営規定

（趣旨）

第１条　この規定は、古河市が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）について、その適正な運営を図るため、事業の内容、人員、管理運営その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第 2 条　この事業は、事業所の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　事業所は、被保険者が要支援状態になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、事業を行うものとする。

２　事業所は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、事業を行うものとする。

３　事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の指定居宅介護支援事業者に不当に偏ることのないように努めるものとする。

４　事業所は、事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在は、次のとおりとする。

（３）　名称　　古河市地域包括支援センター総和介護予防支援事業所

（４）　所在地　古河市上大野 1889 番地 1　特別養護老人ホーム　希望の森内

（職員の職種及び員数）

第５条　事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

（３）　管理者　１人

（４）　担当職員　次に掲げる者のうち１人以上

ア　保健師その他これに準ずる者

イ　社会福祉士その他これに準ずる者

ウ　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ず

る者

エ　その他市長が適当と認める者

２　管理者は、事業所の管理を統括し、常勤で専らその職務に従事するものとする。

ただし、事業所の管理に支障がない場合は、担当職員が兼ねることができる。

（営業日及び利用時間）

第６条　事業所の開所時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　事業所の営業日及び休日は、次のとおりとする。

（３）月曜日～土曜日

（４）日曜日・祝祭日及び１２月３０日から翌年の１月３日までは休日とする。

（事業内容及び提供方法）

第７条　事業の提供は、古河市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年古河市条例第 19 号）第 31 条から第 33 条までの規定に従い、実施するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、古河市内総和地区（日常生活圏域第３地区（総和中学校区、総和北中学校区、総和南中学校区）とする。

（事故発生時の対応）

第９条　担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（利用料、その他の費用の額）

第１０条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

２　提供した指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合における利用者負担の額は無料とする。

（守秘義務）

第１１条　事業所の職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（研修等）

第１２条　事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、業務に関する体制を整備するものとする。

（虐待防止）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待に関する相談窓口の設置、その他虐待防止のために必要な措置を講じるものとする。

（業務の委託）

第１４条　事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、

適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務ができるよう委託する業務の範囲や業務量に配慮するものとする。

（ハラスメントの防止）

第１５条　事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１７条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（４）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

（５）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（６）　事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他）

第１８条　この規定に定めるもののほか事業所に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規定は、令和６年４月１日から施行する。